

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成29年6月29日(2017.6.29)

【公表番号】特表2017-502374(P2017-502374A)

【公表日】平成29年1月19日(2017.1.19)

【年通号数】公開・登録公報2017-003

【出願番号】特願2016-527336(P2016-527336)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/00 (2012.01)

G 06 F 13/00 (2006.01)

H 04 N 21/258 (2011.01)

H 04 N 21/431 (2011.01)

【F I】

G 06 Q 50/00 300

G 06 F 13/00 650B

G 06 F 13/00 540P

H 04 N 21/258

H 04 N 21/431

【手続補正書】

【提出日】平成29年5月17日(2017.5.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ソーシャルネットワーキング・システムの1つまたは複数のコンピューティング・デバイスが、サードパーティ・システムによってホストされるサードパーティ・ウェブサイト上でメディア・プラグインを表示することの要求を受け取る工程であって、前記サードパーティ・システムは、前記ソーシャルネットワーキング・システムとは別個である、工程と、

前記ソーシャルネットワーキング・システムの前記1つまたは複数のコンピュータ・システムが、前記サードパーティ・ウェブサイトに関連付けられているメディア・コンテンツを決定する工程と、

前記ソーシャルネットワーキング・システムの前記1つまたは複数のコンピュータ・システムが、前記サードパーティ・ウェブサイトが現在前記ソーシャルネットワーキング・システムにログインしているユーザによって閲覧されているか否かを判定する工程と、

前記ソーシャルネットワーキング・システムの前記1つまたは複数のコンピュータ・システムが、少なくとも決定された前記サードパーティ・ウェブサイトに関連付けられる前記メディア・コンテンツと、前記ユーザが現在前記ソーシャルネットワーキング・システムにログインしているか否かの前記判定とに基づいて、1つまたは複数のユーザ選択可能なオブジェクトを決定する工程であって、前記ユーザ選択可能なオブジェクトは、決定された前記メディア・コンテンツに関係するアクションを引き起こすように動作可能である、オブジェクト決定工程と、

前記ソーシャルネットワーキング・システムの前記1つまたは複数のコンピュータ・システムが、前記サードパーティ・ウェブサイト上の前記メディア・プラグインにおける表示用に決定された前記1つまたは複数のユーザ選択可能なオブジェクトを提供する工程と

、を備え、

決定された前記1つまたは複数のユーザ選択可能なオブジェクトは、前記サードパーティ・ウェブサイト上の前記メディア・プラグインにおいて表示される選択可能なボタンを含み、

前記ユーザが現在前記ソーシャルネットワーキング・システムにログインしていると判定される場合、前記サードパーティ・ウェブサイト上の前記メディア・プラグインにおいて表示される前記1つまたは複数の選択可能なボタンは、前記ユーザのデジタル・ビデオ・レコーダ(DVR)またはセットトップ・ボックス(STB)を用いて前記サードパーティ・ウェブサイトに関連付けられている前記メディア・コンテンツを閲覧または記録するように構成されている選択可能なボタンを含み、

前記ユーザが現在前記ソーシャルネットワーキング・システムにログインしていないと判定される場合、前記サードパーティ・ウェブサイト上の前記メディア・プラグインにおいて表示される前記1つまたは複数の選択可能なボタンは、選択されると前記ソーシャルネットワーキング・システムにログインするよう前記ユーザを促すように構成されているボタンを含み、

前記ユーザが現在前記ソーシャルネットワーキング・システムにログインしていると判定される場合に前記サードパーティ・ウェブサイト上の前記メディア・プラグインにおいて表示される前記1つまたは複数の選択可能なボタンは、前記サードパーティ・ウェブサイトに関連付けられている前記メディア・コンテンツに基づき動的に変化する、方法。

#### 【請求項2】

前記サードパーティ・ウェブサイト上の前記メディア・プラグインにおける表示用に決定された前記1つまたは複数のユーザ選択可能なオブジェクトは、決定された前記メディア・コンテンツに関係するビデオを閲覧するためにビデオ・プレーヤを起動するように動作可能であるビジュアル・ボタンを含み、前記ビデオ・プレーヤは、

前記サードパーティ・ウェブサイト内に埋め込まれている前記ソーシャルネットワーキング・システムのビデオ・プレーヤ、

決定された前記メディア・コンテンツのコンテンツ・プロバイダのビデオ・プレーヤ、前記ユーザのコンピューティング・システム上にインストールされているネイティブ・ビデオ・プレーヤ、または

前記ユーザのウェブ・ブラウザのビデオ・プレーヤのうちの1つを含む、請求項1に記載の方法。

#### 【請求項3】

前記ソーシャルネットワーキング・システムの前記1つまたは複数のコンピュータ・システムが、前記ユーザが現在前記ソーシャルネットワーキング・システムにログインしていると判定された場合、前記ユーザのための構成情報を決定する工程をさらに備え、前記構成情報は、前記ユーザによって提供されるとともに前記ソーシャルネットワーキング・システムによって記憶され、前記オブジェクト決定工程は、前記ユーザのための決定された前記構成情報にさらに基づく、請求項1に記載の方法。

#### 【請求項4】

前記構成情報は、

前記ユーザのためのマルチプルシステム・オペレータ(MSO)加入パッケージのインジケーションと、

前記ユーザのMSOのインジケーションと、

前記ユーザのセットトップ・ボックス(STB)のためのログイン情報と、

前記ユーザのデジタル・ビデオ・レコーダ(DVR)のためのログイン情報と、

オンデマンド・インターネット・ストリーミング・メディアのプロバイダに対する前記ユーザのための加入情報と、

前記ユーザの場所のインジケーションとのうちの1つまたは複数を含む、請求項3に記載の方法。

#### 【請求項5】

決定された前記メディア・コンテンツに関係する前記アクションは、  
決定された前記メディア・コンテンツに関連付けられているメディアを閲覧するための  
リマインダを作成することと、

決定された前記メディア・コンテンツに関連付けられているメディアのために前記ソーシャルネットワーキング・システム上でイベントを作成することと、

決定された前記メディア・コンテンツについて前記ソーシャルネットワーキング・システムの他のユーザとチャットするためのインターフェースを提示することと、

決定された前記メディア・コンテンツに関係するビデオを閲覧するためにビデオ・プレーヤを起動することと、

決定された前記メディア・コンテンツに関連付けられているメディアを記録するために前記ユーザのDVRまたはSTBに命令を提供することと、

決定された前記メディア・コンテンツに関連付けられているメディアを閲覧できるチャネルに別のデバイスを同調するための命令を提供することと、

前記ソーシャルネットワーキング・システムのソーシャル・グラフにエッジを作成するための命令を提供することであって、前記エッジは決定された前記メディア・コンテンツに関係することと、のうちの1つを備える、請求項1に記載の方法。

#### 【請求項6】

前記1つまたは複数のユーザ選択可能なオブジェクトは、ソーシャルネットワーキング・システムに現在ログインしているユーザによって選択されると、ユーザとソーシャル・グラフにおける1つまたは複数の他のノードとの間に1つまたは複数のエッジを生成するように動作可能であり、前記ソーシャル・グラフは、複数のノードと前記ノードを接続するエッジとを含み、前記ノードは、前記ソーシャルネットワーキング・システムの特定のユーザに各々関連付けられているユーザ・ノードを含む、請求項1に記載の方法。

#### 【請求項7】

前記1つまたは複数のユーザ選択可能なオブジェクトは、チャット・インターフェースを起動するように動作可能なメッセージ・ボタンを含み、前記チャット・インターフェースは、1つまたは複数の選択可能なチャット・ルームを含み、前記チャット・ルームは、

前記ユーザに関連付けられている1つまたは複数のソーシャル係数と、

前記ユーザに関連付けられている好みアルゴリズムと、

各チャット・ルームの参加者の数と、

前記ユーザにとって利用可能なメディア・コンテンツとのうちの1つまたは複数に従って順序付けられる、請求項1に記載の方法。

#### 【請求項8】

前記1つまたは複数のユーザ選択可能なオブジェクトは、チャット・インターフェースを起動するように動作可能なメッセージ・ボタンを含み、前記方法は、

前記ソーシャルネットワーキング・システムの前記1つまたは複数のコンピューティング・デバイスが、前記チャット・インターフェース内における会話に適用するために1つまたは複数のタグを決定する工程と、

決定された前記1つまたは複数のタグを前記会話に適用する工程と、をさらに備える、請求項1に記載の方法。

#### 【請求項9】

前記メディア・プラグインはフェイスファイルを含み、前記フェイスファイルは、前記ユーザの複数の友達であって、前記サードパーティ・ウェブサイトに関連付けられている前記メディア・コンテンツを好むことを以前に表明した前記複数の友達に関するビジュアル・インジケーションを含む、請求項1に記載の方法。

#### 【請求項10】

ソーシャルネットワーキング・システムの1つまたは複数のコンピューティング・システムにおける1つまたは複数の非一時的なコンピュータ可読記憶媒体であって、実行時、サードパーティ・システムによってホストされるサードパーティ・ウェブサイト上でメディア・プラグインを表示することの要求を受け取る工程であって、前記サードパーティ

・システムは、前記ソーシャルネットワーキング・システムとは別個である、工程と、  
前記サードパーティ・ウェブサイトに関連付けられているメディア・コンテンツを決定する工程と、

前記サードパーティ・ウェブサイトが現在前記ソーシャルネットワーキング・システムにログインしているユーザによって閲覧されているか否かを判定する工程と、

少なくとも決定された前記サードパーティ・ウェブサイトに関連付けられている前記メディア・コンテンツと、前記ユーザが現在前記ソーシャルネットワーキング・システムにログインしているか否かの前記判定に基づいて、1つまたは複数のユーザ選択可能なオブジェクトを決定する工程であって、前記ユーザ選択可能なオブジェクトは、決定された前記メディア・コンテンツに関係するアクションを引き起こすように動作可能である、オブジェクト決定工程と、

前記サードパーティ・ウェブサイト上の前記メディア・プラグインにおける表示用に決定された前記1つまたは複数のユーザ選択可能なオブジェクトを提供する工程と、を行う論理を具体化し、

決定された前記1つまたは複数のユーザ選択可能なオブジェクトは、前記サードパーティ・ウェブサイト上の前記メディア・プラグインにおいて表示される選択可能なボタンを含み、

前記ユーザが現在前記ソーシャルネットワーキング・システムにログインしていると判定される場合、前記サードパーティ・ウェブサイト上の前記メディア・プラグインにおいて表示される前記1つまたは複数の選択可能なボタンは、前記ユーザのデジタル・ビデオ・レコーダ(DVR)またはセットトップ・ボックス(STB)を用いて前記サードパーティ・ウェブサイトに関連付けられている前記メディア・コンテンツを閲覧または記録するように構成されている選択可能なボタンを含み、

前記ユーザが現在前記ソーシャルネットワーキング・システムにログインしていないと判定される場合、前記サードパーティ・ウェブサイト上の前記メディア・プラグインにおいて表示される前記1つまたは複数の選択可能なボタンは、選択されると前記ソーシャルネットワーキング・システムにログインするよう前記ユーザを促すように構成されているボタンを含み、

前記ユーザが現在前記ソーシャルネットワーキング・システムにログインしていると判定される場合に前記サードパーティ・ウェブサイト上の前記メディア・プラグインにおいて表示される前記1つまたは複数の選択可能なボタンは、前記サードパーティ・ウェブサイトに関連付けられている前記メディア・コンテンツに基づき動的に変化する、媒体。

#### 【請求項11】

前記サードパーティ・ウェブサイト上の前記メディア・プラグインにおける表示用に決定された前記1つまたは複数のユーザ選択可能なオブジェクトは、決定された前記メディア・コンテンツに関係するビデオを閲覧するためにビデオ・プレーヤを起動するように動作可能であるビジュアル・ボタンを含み、前記ビデオ・プレーヤは、

前記サードパーティ・ウェブサイト内に埋め込まれている前記ソーシャルネットワーキング・システムのビデオ・プレーヤ、

決定された前記メディア・コンテンツのコンテンツ・プロバイダのビデオ・プレーヤ、前記ユーザのコンピューティング・システム上にインストールされているネイティブ・ビデオ・プレーヤ、または

前記ユーザのウェブ・ブラウザのビデオ・プレーヤのうちの1つを含む、請求項10に記載の媒体。

#### 【請求項12】

前記論理は、実行時、前記ユーザが現在前記ソーシャルネットワーキング・システムにログインしていると判定された場合、前記ユーザのための構成情報を決定する工程を行うようにさらに構成されており、前記構成情報は、前記ユーザによって提供されるとともに前記ソーシャルネットワーキング・システムによって記憶され、前記オブジェクト決定工程は、前記ユーザのための決定された前記構成情報にさらに基づく、請求項10に記載の

媒体。

【請求項 1 3】

前記構成情報は、

前記ユーザのためのマルチプルシステム・オペレータ（M S O）加入パッケージのインジケーションと、

前記ユーザのM S Oのインジケーションと、

前記ユーザのセットトップ・ボックス（S T B）のためのログイン情報と、

前記ユーザのデジタル・ビデオ・レコーダ（D V R）のためのログイン情報と、

オンデマンド・インターネット・ストリーミング・メディアのプロバイダに対する前記ユーザのための加入情報と、

前記ユーザの場所のインジケーションとのうちの1つまたは複数を含む、請求項12に記載の媒体。

【請求項 1 4】

決定された前記メディア・コンテンツに関係する前記アクションは、

決定された前記メディア・コンテンツに関連付けられているメディアを閲覧するためのリマインダを作成することと、

決定された前記メディア・コンテンツに関連付けられているメディアのために前記ソーシャルネットワーキング・システム上でイベントを作成することと、

決定された前記メディア・コンテンツについて前記ソーシャルネットワーキング・システムの他のユーザとチャットするためのインターフェースを提示することと、

決定された前記メディア・コンテンツに関係するビデオを閲覧するためにビデオ・プレーヤを起動することと、

決定された前記メディア・コンテンツに関連付けられているメディアを記録するために前記ユーザのD V RまたはS T Bに命令を提供することと、

決定された前記メディア・コンテンツに関連付けられているメディアを閲覧できるチャネルに別のデバイスを同調するための命令を提供することと、

前記ソーシャルネットワーキング・システムのソーシャル・グラフにエッジを作成するための命令を提供することであって、前記エッジは決定された前記メディア・コンテンツに関係することと、のうちの1つを備える、請求項10に記載の媒体。

【請求項 1 5】

ソーシャルネットワーキング・システムの1つまたは複数のプロセッサと、

前記1つまたは複数のプロセッサに結合され、前記プロセッサによって実行可能な命令を含むメモリと、を備え、前記1つまたは複数のプロセッサは、前記命令の実行時、

サードパーティ・システムによってホストされるサードパーティ・ウェブサイト上でメディア・プラグインを表示することの要求を受け取る工程であって、前記サードパーティ・システムは、前記ソーシャルネットワーキング・システムとは別個である、工程と、

前記サードパーティ・ウェブサイトに関連付けられているメディア・コンテンツを決定する工程と、

前記サードパーティ・ウェブサイトが現在前記ソーシャルネットワーキング・システムにログインしているユーザによって閲覧されているか否かを判定する工程と、

少なくとも決定された前記サードパーティ・ウェブサイトに関連付けられている前記メディア・コンテンツと、前記ユーザが現在前記ソーシャルネットワーキング・システムにログインしているか否かの前記判定に基づいて、1つまたは複数のユーザ選択可能なオブジェクトを決定する工程であって、前記ユーザ選択可能なオブジェクトは、決定された前記メディア・コンテンツに関係するアクションを引き起こすように動作可能である、オブジェクト決定工程と、

前記サードパーティ・ウェブサイト上の前記メディア・プラグインにおける表示用に決定された前記1つまたは複数のユーザ選択可能なオブジェクトを提供する工程と、を行うように構成されており、

決定された前記1つまたは複数のユーザ選択可能なオブジェクトは、前記サードパーティ

イ・ウェブサイト上の前記メディア・プラグインにおいて表示される選択可能なボタンを含み、

前記ユーザが現在前記ソーシャルネットワーキング・システムにログインしていると判定される場合、前記サードパーティ・ウェブサイト上の前記メディア・プラグインにおいて表示される前記1つまたは複数の選択可能なボタンは、前記ユーザのデジタル・ビデオ・レコーダ(DVR)またはセットトップ・ボックス(STB)を用いて前記サードパーティ・ウェブサイトに関連付けられている前記メディア・コンテンツを閲覧または記録するように構成されている選択可能なボタンを含み、

前記ユーザが現在前記ソーシャルネットワーキング・システムにログインしていないと判定される場合、前記サードパーティ・ウェブサイト上の前記メディア・プラグインにおいて表示される前記1つまたは複数の選択可能なボタンは、選択されると前記ソーシャルネットワーキング・システムにログインするよう前記ユーザを促すように構成されているボタンを含み、

前記ユーザが現在前記ソーシャルネットワーキング・システムにログインしていると判定される場合に前記サードパーティ・ウェブサイト上の前記メディア・プラグインにおいて表示される前記1つまたは複数の選択可能なボタンは、前記サードパーティ・ウェブサイトに関連付けられている前記メディア・コンテンツに基づき動的に変化する、システム。

#### 【請求項16】

前記サードパーティ・ウェブサイト上の前記メディア・プラグインにおける表示用に決定された前記1つまたは複数のユーザ選択可能なオブジェクトは、決定された前記メディア・コンテンツに関係するビデオを閲覧するためにビデオ・プレーヤを起動するように動作可能であるビジュアル・ボタンを含み、前記ビデオ・プレーヤは、

前記サードパーティ・ウェブサイト内に埋め込まれている前記ソーシャルネットワーキング・システムのビデオ・プレーヤ、

決定された前記メディア・コンテンツのコンテンツ・プロバイダのビデオ・プレーヤ、

前記ユーザのコンピューティング・システム上にインストールされているネイティブ・ビデオ・プレーヤ、または

前記ユーザのウェブ・ブラウザのビデオ・プレーヤのうちの1つを含む、請求項15に記載のシステム。

#### 【請求項17】

前記ソーシャルネットワーキング・システムの前記1つまたは複数のコンピュータ・システムが、前記ユーザが現在前記ソーシャルネットワーキング・システムにログインしていると判定された場合、前記ユーザのための構成情報を決定する工程をさらに備え、前記構成情報は、前記ユーザによって提供されるとともに前記ソーシャルネットワーキング・システムによって記憶され、前記オブジェクト決定工程は、前記ユーザのための決定された前記構成情報にさらに基づく、請求項15に記載のシステム。

#### 【請求項18】

前記構成情報は、

前記ユーザのためのマルチプルシステム・オペレータ(MSO)加入パッケージのインジケーションと、

前記ユーザのMSOのインジケーションと、

前記ユーザのセットトップ・ボックス(STB)のためのログイン情報と、

前記ユーザのデジタル・ビデオ・レコーダ(DVR)のためのログイン情報と、

オンデマンド・インターネット・ストリーミング・メディアのプロバイダに対する前記ユーザのための加入情報と、

前記ユーザの場所のインジケーションとのうちの1つまたは複数を含む、請求項17に記載のシステム。

#### 【請求項19】

決定された前記メディア・コンテンツに関係する前記アクションは、

決定された前記メディア・コンテンツに関連付けられているメディアを閲覧するためのリマインダを作成することと、

決定された前記メディア・コンテンツに関連付けられているメディアのために前記ソーシャルネットワーキング・システム上でイベントを作成することと、

決定された前記メディア・コンテンツについて前記ソーシャルネットワーキング・システムの他のユーザとチャットするためのインターフェースを提示することと、

決定された前記メディア・コンテンツに関係するビデオを閲覧するためにビデオ・プレーヤを起動することと、

決定された前記メディア・コンテンツに関連付けられているメディアを記録するために前記ユーザのDVRまたはSTBに命令を提供することと、

決定された前記メディア・コンテンツに関連付けられているメディアを閲覧できるチャネルに別のデバイスを同調するための命令を提供することと、

前記ソーシャルネットワーキング・システムのソーシャル・グラフにエッジを作成するための命令を提供することであって、前記エッジは決定された前記メディア・コンテンツに関係することと、のうちの1つを備える、請求項15に記載のシステム。